

京都市告示第 241 号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき、当該施設を供用しない日の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成19年10月5日

京都市長 榎本 頼 兼

平成19年10月27日(土)から平成19年10月28日(日)までを、アイススケートリンクを供用しない日から除き、同期間中の当該施設の供用時間を午前9時から午後5時までとする。

(理由)

アイススケートリンクの利用促進のため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)